

社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
OSJ介護員養成スクール（介護福祉士実務者研修課程）学則

（目 的）

第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団（以下「当法人」という。）は、誰もが安心して福祉サービスを受けられるよう、サービス提供の担い手である介護員の質・量の充実を図ることを目的とし、OSJ介護員養成スクール（介護福祉士実務者研修課程）を設置する。

（名 称）

第2条 研修の名称は、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 OSJ介護員養成スクール（介護福祉士実務者研修課程）（以下「本研修」という）。

（位 置）

第3条 本研修の事務局を大阪府箕面市白島三丁目5番50号に置く。

（養成課程）

第4条 本研修は通信課程とし、履修方法については通信・添削指導並びに面接授業とする。

2 履修科目は別表1のとおりとし、介護に関する研修を修了している場合は修了した研修に応じて科目を免除する。

（修業年限）

第5条 本研修の修業年限は、6ヶ月以上とする。ただし、修了した研修に応じて科目を免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 訪問介護員1級課程修了者 4ヶ月以上
- (2) 訪問介護員2級課程修了者 4ヶ月以上
- (3) 介護職員初任者研修修了者 4ヶ月以上
- (4) 介護職員基礎研修課程修了者 4ヶ月以上

（定員及び学級数）

第6条 入学定員は、1学級の定員を24名、学級数を1学級とする。また、通信養成を行う地域は大阪府、兵庫県、奈良県、京都府、和歌山県、滋賀県全域とし、面接授業（スクーリング）は次の場所で実施する。

- (1) 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 OSJ研修・研究センター
- (2) 学校法人鴻池学院 鴻池生活科学専門学校

（休業日）

第7条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 年末年始 12月29日～1月3日
- (2) 天災その他やむを得ない事情により、授業を行うことができないと当法人が認める日

(入学時期)

第8条 入学時期は、各養成課程の開講日とする。

(入学資格)

第9条 入学資格は、在宅・施設を問わず介護の業務に従事している者、または介護の業務に従事しようとする者とする。

(入学者の選考)

第10条 入学者の選考は、受講申込書を受理した者の中から、研修を受けるにあたっての心構え、介護福祉分野に対する知識、規則遵守の適応性、態度等を面接又は書類で判断して、選抜する。ただし、定員に達した時点で申込受付は終了する。

(入学手続)

第11条 入学手続きは、当法人が別に定める期日までに、所定の受講申込書に必要事項を記入し、誓約書、本人であることを証明する書類（写真つきの身分証明書等）及び介護に関する研修（介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修、訪問介護員1級及び2級課程、介護職員初任者研修、介護職員基礎研修課程に限る。）を修了している場合は修了証明書の写しを添えて研修事務局まで持参にて提出することとする。

(退学)

第12条 退学をしようとする受講生は、退学願を提出し、当法人の許可を得なければならない。

(休学)

第13条 受講生は、疾病その他やむを得ない理由により引き続き1ヶ月以上修学できない場合は、休学願を提出し、当法人の許可を得なければならない。

(復学)

第14条 休学していた受講生が、休学の理由が消滅し、復学しようとする場合は復学願を提出し、当法人の許可を得なければならない。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第15条 課程修了の認定は、次の各号の内容に基づき、修了に必要な科目の全課程を履修し、講義、演習を適正に修了した者を研修修了者として認定する。

- (1) 通信課程は科目ごとに当法人の定める期日までに課題を提出し、100点満点法により、AからCまでを合格とし、Dを不合格とし、不合格の者に対しては課題の再提出を義務付け、合格になるよう指導を行う。(A:90点以上、B:80-89点、C:70-79点、D:70点未満)
- (2) 研修レポートは7割以上の理解を必要とし、理解不足と認められる場合は、レポート再提出等を行い、理解するよう指導する。
- (3) 面接授業の内容における各技術の演習においては、担当講師が技術の習得状況の評価を試験により行う。

(受講料)

第16条 本研修の受講料は受講決定後、当法人が定める期日までに次のとおり納入しなければならない。

(1) 無資格者	103,000円 (テキスト代、税込。以下同じ。)
(2) 介護に関する入門的研修	100,000円
(3) 生活援助従事者研修	90,000円
(4) 訪問介護員2級課程修了者	78,000円
(5) 介護職員初任者研修修了者	78,000円
(6) 訪問介護員1級課程修了者	44,000円
(7) 介護職員基礎研修課程修了者	32,000円

2 既納の受講料は、返還しない。ただし、開講日の7日前までに所定の手続をし、全期に亘って欠席した場合は、この限りでない。

3 病気やけが、入院等受講生がやむを得ない理由により面接授業を欠席した場合は、補講を受講することによりカリキュラムの履修完了とする。ただし、補講料は1回につき5,000円とする。

4 受講生が期日までに受講料を納付しない場合、当法人は受講を取り消すことができる。

(教職員の組織)

第17条 当法人に次の教職員を置く。

- (1) 主任教員
- (2) 専任教員
- (3) 介護過程Ⅲを担当する教員
- (4) 医療的ケアを担当する教員
- (5) その他必要な教職員

(表彰)

第18条 当法人は、学業成績が優秀である者又は他の学生の模範となる者を表彰することができる。

(懲戒)

第19条 受講生が次の各号に該当する場合には、注意し、改善が見込まれない場合には、訓告、戒告、停学または退学の措置をとることができる。

- (1) 学習態度が著しく不良で、修了の見込みがないと認められたとき。
- (2) 他の受講生の学習を著しく妨げたとき。
- (3) 当法人の定める受講料の支払規定に反したとき。
- (4) その他当法人が不相当と認めたとき。

(修了証書等の交付)

第20条 第15条の定めにより、研修を修了したことを認定された者には、修了証明書を交付する。

(修了者管理の方法)

第21条 修了者は修了者名簿に記載し、厳重に保管する。

2 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により修了証書交付証明書を発行する。

(個人情報保護)

第22条 受講者から知り得た個人情報については、当法人の個人情報保護に対する基本方針に従い、必要最低限の範囲で適切に取り扱うものとする。

(その他の事項)

第23条 この学則に定めがない事項について必要があると認められるときは、理事長が別にそれを定める。

(附 則)

この学則は平成29年3月1日から施行する。

(附 則)

この学則は平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

この学則は平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

この学則は令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

この学則は令和2年4月15日から施行する。

(別表1) 科目表

科目	時間数	介護職員基礎研修課程修了	介護職員初任者研修修了	訪問介護員1級課程修了	訪問介護員2級課程修了	生活援助従事者研修課程修了	介護に関する入門的研修課程修了	無資格	形態
人間の尊厳と自立	5	-	-	-	-	-	○	○	通信
社会の理解Ⅰ	5	-	-	-	-	-	○	○	通信
社会の理解Ⅱ	30	-	○	-	○	○	○	○	通信
介護の基本Ⅰ	10	-	-	-	-	-	○	○	通信
介護の基本Ⅱ	20	-	○	-	-	○	○	○	通信
コミュニケーション技術	20	-	○	-	○	○	○	○	通信
生活支援技術Ⅰ	20	-	-	-	-	○	○	○	通信
生活支援技術Ⅱ	30	-	-	-	-	○	○	○	通信
介護過程Ⅰ	20	-	-	-	-	○	○	○	通信
介護過程Ⅱ	25	-	○	-	○	○	○	○	通信
介護過程Ⅲ	45	-	○	○	○	○	○	○	面接授業
発達と老化の理解Ⅰ	10	-	○	-	○	○	○	○	通信
発達と老化の理解Ⅱ	20	-	○	-	○	○	○	○	通信
認知症の理解Ⅰ	10	-	-	-	○	-	-	○	通信
認知症の理解Ⅱ	20	-	○	-	○	○	○	○	通信
障害の理解Ⅰ	10	-	-	-	○	-	-	○	通信
障害の理解Ⅱ	20	-	○	-	○	○	○	○	通信
こころとからだのしくみⅠ	20	-	-	-	-	○	○	○	通信
こころとからだのしくみⅡ	60	-	○	-	○	○	○	○	通信
医療的ケア	50	○	○	○	○	○	○	○	通信
医療的ケア【演習】	14	○	○	○	○	○	○	○	面接授業
	464	64	334	109	334	424	444	464	

○は受講する必要がある科目

-は免除科目